

No.	所管課	事務事業名称	概要	今年度特筆すべき事項	進捗状況	今年度における成果及び今後の予定 <small>(左記の「進捗状況」において、「△」もしくは「×」を選択した場合は、その理由や今後の予定を記入してください。また、「○」の場合にも特記事項があれば記入してください。文体は「です・ます調」にしてください。)</small>
154	福祉課	社会福祉協議会補助金	社会福祉協議会に理事を派遣し、より適正な事務事業の推進を図るとともに、運営費(主として事務局の人員費)の補助を行います。	社会福祉協議会と人事交流(局長)を行い、地域福祉推進の核となるべきコミュニティソーシャルワーカーの配置について、社会福祉協議会と進め、新たな地域包括システム構築に向け先進事例等を参考に検討していきます。	○	
155	福祉課	援護・恩給事業	戦没者遺族の福祉増進等を図るため、ふじみ野市遺族会が実施する事業に要する経費に対して、補助金を交付するとともに運営支援を行います。	ふじみ野市遺族会の活動を市民に周知と、平成30年2月に埼玉県遺族連合会第二ブロック研修会幹事になっているのでさらなる支援を行います。	○	
156	福祉課	土建・建設国保組合補助金	埼玉土建・埼玉建設国保組合に対し、健康増進事業又は健康診断事業に対し、補助金を交付しています。		○	
157	福祉課	中国残留邦人等支援事業	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づき、生活支援給付に必要な扶助費を支給します。また、中国残留邦人等に理解が深く、中国語等ができる「支援・相談員」を配置し、より安心した生活が送れるよう支援を行います。		○	
158	福祉課	福祉事務	多様化する地域福祉サービスの充実を図るため、主に次に掲げる事業を実施しています。 ・行旅死亡人 ・社会福祉サービス苦情解決 ・災害見舞金支給 ・社会福祉法人の認可、指導監査	平成25年度に県から市に移管された社会福祉法人の監査について、極めて専門性が高い業務であり、昨年度からの新会計基準への十分な研修機会がない中、市職員で実施するのは極めて困難であったため、指導監査員を今年度末まで委嘱し、法人の適正な運営及び本市における円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ります。	○	
159	福祉課	地域福祉推進事業	現地域福祉計画は平成29年度で計画期間が終了することから、新たな地域福祉の総合的な指針となる地域福祉計画を平成28年度から検討を開始し、平成29年度に策定します。	9月にパブリックコメントを実施し、市民の方の意見を幅広く伺いながら、策定します。	○	第2期地域福祉計画を策定しました。
160	福祉課	更生保護活動事業	犯罪を犯した者や非行のある少年の更生を助けるとともに、犯罪・非行の未然防止のため啓発活動、更生保護活動に対して補助を行います。	今年度においても更生保護活動を推進している保護司会及び更生保護女性会の活動を市民に周知し支援を行います。	○	
161	福祉課	民生委員・児童委員事務	住民の生活状況を必要に応じ適切に把握し、地域福祉の推進を図るため相談・支援等の活動を行います。 ・「ふじみ野市民生委員・児童委員協議会連合会」の事務局 ・「ふじみ野市民生委員推薦会」の開催。	創設100周年を迎え、近年の少子高齢化の進展、世帯構成の変化、地域のつながりの希薄化するなか、市民の身近な相談相手である民生委員に対する期待は高まっておりますが、抱える課題の複雑化・多様化等に伴い、民生委員を引き受けただけの人がなく、大変苦慮しております。そのために、民生委員の活動の紹介など積極的に市民に周知し、支援を行います。また、西部ブロック民児協会長連絡会議が平成29年7月に当市が開催地になっていますので支援を行います。	○	

No.	所管課	事務事業名称	概要	今年度特筆すべき事項	進捗状況	今年度における成果及び今後の予定 (左記の「進捗状況」において、「△」もしくは「×」を選択した場合は、その理由や今後の予定を記入してください。また、「○」の場合にも特記事項があれば記入してください。文体は「です・ます調」にしてください。)
162	福祉課	生活保護支給事務	要保護者からの申告や申請に基づき、世帯の資産や収入、扶養義務者の扶養等を調査し、その状況に応じた保護の決定、変更を行います。また就労支援等要保護者に応じて自立に向けた援助をしています。	生活保護受給者それぞれの世帯の状況に沿った必要な支援を行い、引き続き事務処理の効率化及び支援体制を一層整備していきます。 平成29年9月に一体型実施事業(仮称)「ジョブスポットふじみ野」を開設し、ハローワークとの連携を強化し、就労自立に向けた支援を行います。	○	
163	福祉課	生活保護扶助費	生活保護に必要な扶助費(生活、住宅、医療、教育、出産、葬祭、介護、施設事務費、生業)を支給し、最低限の生活保障とともに就労支援などの自立に向けた支援を行います。	収入・資産申告事務の周知を図り、扶助費の的確な算定を行い、生活保護制度の適正な運営を推進していきます。 平成29年9月に一体型実施事業(仮称)「ジョブスポットふじみ野」を開設し、ハローワークとの連携を強化し、就労自立に向けた支援を行います。	○	平成29年9月に「ジョブスポットふじみ野」を開設し、ハローワークとの連携を強化し、就労自立に向けた支援しています。 ・支援対象者78名、就労者46名(延べ人数)就労率59%
164	福祉課	災害支援事業	災害救助法の適用となる災害に対し、救助活動や災害弔慰金、災害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け事務を行います。		○	該当なし
165	福祉総合支援チーム	福祉資金貸付事業	生活を維持するための応急的資金を必要とする生活困窮世帯に対して福祉資金を貸し付けるとともに、生活困窮者自立支援制度を活用し、経済的及び社会的自立を支援します。		○	
166	福祉総合支援チーム	福祉総合支援事業	1 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮状態にある方の生活や自立を支援する各種事業を行います。(①自立相談支援事業②住居確保給付金③子どもの学習支援事業④就労準備事業) 2 様々な問題を抱え生活困難な方の問題解決に向けて、全庁的な連携体制の構築により総合的な支援を行います。	・平成29年度はハローワーク川越から就労支援ナビゲーター(派遣)による「就労支援コーナー」を開設し、生活困窮者自立支援窓口との一体的な就労支援を進めることで、被保護者及び生活困窮者の就労支援の推進を図ります。 ・子ども世代からの困窮対策を総合的に推進するため、「地域子供の未来応援交付金」(国庫補助)を活用して「子どもの貧困対策推進計画」を策定します。	○	平成29年9月より就労支援ナビゲーター2名体制による「ジョブスポットふじみ野」を開設し、生活困窮者自立支援窓口との一体的な就労支援を実施し、被保護者及び生活困窮者の就労支援の推進しています。結果、早期就職や収入の増加、より適正のある仕事への転職などにつながっています。 ・妊娠期、子ども世代からの困窮対策を総合的に推進するため、「地域子供の未来応援交付金」(国庫補助)を活用し、「ふじみ野市子どもの未来応援プラン」(ふじみ野市子どもの貧困対策推進計画)を策定しました。
167	障がい福祉課	障がい者福祉サービス事務	障害者総合支援法、児童福祉法等に基づくサービスを障がい児(者)が利用した場合に、国の基準に基づき介護給付費・訓練等給付費及び障害児給付費を支給します。その他各種手当の支給、障がい軽減のための医療給付などを実施します。		○	
168	障がい福祉課	精神保健福祉事務	精神障がい者とその家族を中心に、市民向けの講座等を開催し情報提供及び意見交換会を開催します。精神科、心療内科に通院している方等の社会参加活動やスポーツを通して仲間づくりや日常生活を送れるよう支援を実施します。		○	
169	障がい福祉課	障がい者地域生活支援事業	障害者総合支援法に基づき市が実施する地域生活支援事業に位置づけられた各種事業を実施します。地域自立支援協議会の運営、手話講習会等の開催、移動支援事業、日中一時支援事業、意思疎通支援事業等を実施します。	全身性障害者の社会参加促進などを目的とし、大学への通学等の支援を行います。 手話言語条例の制定等を受け、活動の幅を広げるため、市登録手話通訳者を非常勤特別職とします。	○	
170	障がい福祉課	重度心身障害児(者)医療費支給事業	障がい者手帳を取得しているなどの条件を満たしている重度の障がいのある方に対し、病院などでかかった医療費の一部を助成します。		○	

No.	所管課	事務事業名称	概要	今年度特筆すべき事項	進捗状況	今年度における成果及び今後の予定 (左記の「進捗状況」において、「△」もしくは「×」を選択した場合は、その理由や今後の予定を記入してください。また、「○」の場合にも特記事項があれば記入してください。文体は「です・ます調」にしてください。)
171	障がい福祉課	障害者週間記念(ふれあい広場)事業	障害者基本法に基づく障害者の社会活動などの参加を促進するための「障害者週間」の趣旨に則り事業を実施します。障がい者の方の積極的な参加を促すことも目的とし、日頃の活動成果を発表する場にもなっています。		○	
172	障がい福祉課	障害者就労支援センター運営事業	障がい者の方が一般企業等への就労を希望する場合に相談を受け、就労訓練や職場実習訓練の機会を提供し、一般就労に向けた支援をします。また、就労後のフォローアップ支援や職場開拓も実施します。	平成29年度から障がいのある人の生活全般にわたる総合的な相談支援が行えるように障がい者相談支援センターと統合して相談支援体制の強化を図ります。	○	
173	障がい福祉課	障害者相談支援センター運営事業	障がい者(児)やその家族の方などからの生活全般にかかる相談に応じ、障がい福祉サービスを利用する場合の支援や情報提供、助言などを実施します。運営は、社会福祉法人等に委託し相談支援等の強化を図っています。	平成29年度から障がいのある人の生活全般にわたる総合的な相談支援が行えるように障害者就労支援センターと統合して一体的な相談支援体制として強化を図ります。	○	
174	障がい福祉課	障がい者施設等補助事業	多機能型施設、児童発達支援事業、共同生活援助事業、生活ホーム事業、通所施設等の障害福祉サービス等実施団体に対して補助を行います。	平成29年度から障害者就労施設運営費補助事業を実施します。	○	
175	障がい福祉課	障がい者団体補助事業	身体障害者福祉会、手をつなぐ育成会、精神障がい者家族会に対して運営費の一部を補助します。		○	
176	障がい福祉課	入間東部福祉会運営費補助金	社会資源が十分でなかった頃に、富士見市、三芳町、ふじみ野市が広域行政の見地から共同により社会福祉法人入間東部福祉会を設立し、運営費等を補助しています。		○	
177	高齢福祉課	介護保険事務	介護保険制度の運営において共通する事務経費等を管理するものです。		○	
178	高齢福祉課	介護保険料賦課徴収事務	65歳以上の第1号被保険者に対し、世帯課税状況及び所得に応じた負担になるように設定した15段階の保険料を賦課し、徴収を行います。	介護保険事業計画において算定(推計)された介護保険料基準月額を基に、改正介護保険条例を3月議会定例会に上程し、平成30年度から32年度の介護保険料を決定します。	○	第7期介護保険料基準額については、第6期基準額と同額の月額4,650円とします。また、普通徴収の納期については、平成30年度より、現在の年8期から年9期に改定し、1期あたりの負担を軽減します。
179	高齢福祉課	介護認定事務	要介護・要支援認定申請者に対し、訪問調査及び主治医意見書をもとに一次判定を行い、介護認定審査会において最終判定を行います。	今年度から実施する「新しい総合事業」において、基本チェックリストによる新たな判定方法が加わります。高齢者それぞれの状態像に応じた認定申請の手続きを実施します。	○	
180	高齢福祉課	介護給付事務	介護サービスにかかる利用者負担以外の部分(9割又は8割)を国保連合会を通じて、各サービス提供事業者に支払います。		○	
181	高齢福祉課	介護予防給付事務	介護予防サービスにかかる利用者負担以外の部分(9割又は8割)を国保連合会を通じて、各サービス提供事業者を支払います。		○	
182	高齢福祉課	高額介護給付事務	要介護者が1ヶ月に支払った利用者負担が、一定の上限を超えたときに、要介護者には、高額介護サービス費、要支援者には高額介護予防サービス費として、超えた分を支給します。	平成29年8月施行の介護保険制度改正に伴い、自己負担の月額上限について、市町村民税課税世帯を37,200円から44,400円へ変更します。(経過措置あり。)	○	

No.	所管課	事務事業名称	概要	今年度特筆すべき事項	進捗状況	今年度における成果及び今後の予定 (左記の「進捗状況」において、「△」もしくは「×」を選択した場合は、その理由や今後の予定を記入してください。また、「○」の場合にも特記事項があれば記入してください。文体は「です・ます調」にしてください。)
183	高齢福祉課	高額医療合算介護給付事務	介護保険及び医療保険の両制度の年間の自己負担額の合計が一定の上限を超えた部分を、要介護者には高額医療合算介護サービス費、要支援者には高額医療合算予防サービス費として支給します。		○	
184	高齢福祉課	審査支払事務	介護サービスの利用料の請求内容の適正な審査を行います。審査については、国保連合会が実施し、市は審査手数料を支払うものです。		○	
185	高齢福祉課	介護予防・生活支援サービス事業	多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対し効果的かつ効率的な支援を実施します。	介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業(訪問サービス・通所サービス)を実施します。また、第1号事業に従事する担い手の養成も実施します。	○	
186	高齢福祉課	高齢者保健福祉計画推進事業	3年ごとに高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定します。計画は、施策展開の検討、介護保険サービス見込量及び介護保険料の推計等を行い策定します。また、介護保険等運営審議会による進捗管理を行います。	前年度実施の市民意識調査やパブリックコメントを実施することにより、市民の方の意見を伺いながら策定します。介護保険事業計画においては、平成30年度から32年度の介護保険料基準月額の推計等を行います。	○	第7期介護保険料基準額について、介護給付費準備基金の活用等により保険料の上昇を抑え、第6期基準額と同額の月額4,650円とします。
187	高齢福祉課	シルバー人材センター支援事業	ふじみ野市・富士見市・三芳町の各シルバー人材センターが合併し発足した(社)人間東部シルバー人材センターに対し、事業内容の審査、補助金の支出、事業運営の確認及び連絡調整等、法人活動の支援を実施します。		○	
188	高齢福祉課	緊急通報等支援事業	65歳以上又は要介護認定を受けた心疾患等の疾病のある一人暮らしなどの方が、緊急時に消防署へ通報できるシステム(通報器と腕時計型発信器)を貸与します。また救急医療情報キットを申請により配付します。		○	
189	高齢福祉課	介護サービス利用者負担金助成事業	指定居宅介護サービス等を利用する低所得者に対し、利用者負担額の一部を助成し、サービスの利用促進を図ります。		○	
190	高齢福祉課	デイサービスセンター管理運営事業	指定管理者制度によりデイサービスセンターを運営します。指定管理者は4年ごとに選定し、実施される各種サービスの進捗管理、危機管理体制の整備等を実施し、必要に応じ大規模修繕等を実施します。	西デイサービスセンターについて平成30年度以降の指定管理者の選定を行います。また、同施設のボイラー設備について、経年劣化に伴う交換工事を実施します。	○	西デイサービスセンターは、施設の充足状況等を鑑み、平成29年度(平成30年3月31日)で事業を終了します。今後は、同施設の改修工事を実施した後、平成31年度から介護予防事業の拠点(仮称:介護予防センター)として活用の予定です。
191	高齢福祉課	介護手当等支給事業	要介護3以上で常時ねたきり又は認知症の状態にある方を在宅で介護している方に対し、在宅要介護高齢者介護手当(月額5,000円)を支給します。		○	
192	高齢福祉課	老人ホーム措置等事務	老人福祉法第11条第1項第1号に基づき、虐待等により養護老人ホームの入所が必要な場合、入所措置を行ないます。また、緊急で一時的に介護施設に入所が必要な場合にも対応します。		○	
193	高齢福祉課	長寿推進事業	高齢者が健康で生きがいのある生活を送れるよう、高齢者施設の提供や高齢者団体の活動支援、タクシー利用の助成による外出支援などを実施します。また、長寿を祝福し祝金を支給します。		○	

No.	所管課	事務事業名称	概要	今年度特筆すべき事項	進捗状況	今年度における成果及び今後の予定 (左記の「進捗状況」において、「△」もしくは「×」を選択した場合は、その理由や今後の予定を記入してください。また、「○」の場合にも特記事項があれば記入してください。文体は「です・ます調」にしてください。)
194	高齢福祉課	在宅高齢者福祉事業	高齢者の方が、介護や支援が必要になっても、安心して地域で生活できるよう、紙おむつの給付や訪問理美容、ごみ出し支援などの在宅生活支援を行います。		○	
195	高齢福祉課	高齢者福祉施設整備等支援事業	市内における介護施設等の計画的な整備を促進するため、市の計画に基づく施設整備や施設改修等を行う法人に対し、国、県と連携して財政的支援を行います。	市が公募した、地域密着型特別養護老人ホームの設置事業者に対し、施設整備及び開設準備にかかる助成を行います。	△	開設準備にかかる助成は平成29年度に完了しますが、施設整備の助成については、工事車両の乗り込み経路や労務者の確保及び資材の調達等に不測の事態が生じ、工期を延長するため、平成30年度に繰越して助成を行います。
196	高齢福祉課	大井総合福祉センター管理事業	指定管理者制度により大井総合福祉センターを運営します。指定管理者は4年ごとに選定し、実施される各種サービスの進捗管理、危機管理体制の整備等を実施し、必要に応じ大規模修繕等を実施します。		○	
197	高齢福祉課	介護保険繰出金	介護保険サービス基盤の強化や介護保険事業を進めていく上で必要な経費を、一般財源から介護保険特別会計に繰出すものです。		○	
198	高齢福祉課	一般介護予防事業	65歳以上の被保険者全ての人を対象として、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素をバランス良く働きかける介護予防を展開します。	一般介護予防では、国から5つの事業が示されていますので保健センターと連携を図り事業を展開していきます。	○	介護部門と健康増進部門が連携・協力してふじみ野市のご当地体操の「ふじみんびんしゃん体操」を普及し、地域での通いや参加の機会の創設を図ります。
199	高齢福祉課	包括的支援事業	地域包括ケアシステム構築に向け、地域ケア会議を開催し、多職種協働での実現を目指し協議を進めます。また、拠点となる地域包括支援センターの機能強化等を進めていきます。		○	
200	高齢福祉課	介護給付費等費用適正化事業	被保険者に介護保険の利用内容を通知して不正請求などがないか確認します。また介護給付等の費用の適正化・適切なサービスを提供できる環境の整備をします。		○	ケアプラン点検を計画的に実施し、被保険者の自立に資する適切なケアマネジメントが行われているかを、点検しています。また、平成30年度は県から市へ居宅介護支援事業所に対する権限委譲が実施されます。
201	高齢福祉課	家族介護支援事業	高齢化が進む中、認知症サポート医による認知症相談を実施します。また、高齢者に対する、地域での見守り体制の整備を行います。		○	
202	高齢福祉課	成年後見制度利用支援等任意事業	高齢化が進む中、成年後見等の権利擁護に関する啓発を行い、必要な支援を行います。また、認知症サポーター養成講座、フォローアップ講座を開催します。	市長申立で関わっている後見人・川越家庭裁判所の書記官との連携会議を実施します。また、認知症サポーターのフォローアップ講座の一環で徘徊模擬訓練を実施します。	○	市長申立で関わっている後見人等との連携を図るため、連携会議を実施し、次年度も実施をしていきます。認知症サポーターフォローアップ講座の一貫として、徘徊模擬訓練を高年齢率の高いかすみがおかUR公団で実施し、次年度については上野台UR公団で実施を予定しています。
203	高齢福祉課	還付事務	被保険者等の異動や所得の更正、自身の過誤納などにより過誤納付された保険料の還付を行います。		○	
204	高齢福祉課	在宅医療・介護連携推進事業	地域包括ケアシステム構築に向け、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築を目指し、医療・介護従事者の情報共有を進め、会議・研修会等を通じて連携強化を図ります。	平成28年度に東入間医師会が設置した地域医療・介護相談室について、一層の普及を図るため、富士見市・三芳町と協同で支援していきます。	○	平成30年度から地域医療・介護相談室の設置主体が東入間医師会から二市一町に移行するため、富士見市・三芳町と協議し決定した事業内容に沿って、運営を実施します。

No.	所管課	事務事業名称	概要	今年度特筆すべき事項	進捗状況	今年度における成果及び今後の予定 (左記の「進捗状況」において、「△」もしくは「×」を選択した場合は、その理由や今後の予定を記入してください。また、「○」の場合にも特記事項があれば記入してください。文体は「です・ます調」にしてください。)
205	高齢福祉課	生活支援体制整備事業	住民が主体となった生活支援・介護予防サービスの充実が図れるよう、生活支援コーディネーターを配置し、互助力を高め、地域全体で高齢者を支える体制づくりを進めます。		○	平成28年度より社会福祉協議会に業務委託のうえ、市内全域(第1層)に生活支援コーディネーターを2名を配置し、地域全体で高齢者を支える体制づくりを進めています。次年度は日常生活圏域(第2層)についても兼務をして実施をしていきます。
206	高齢福祉課	認知症初期集中支援事業	認知症初期段階において、適切な医療や介護につなげることを目的に、認知症サポート医や作業療法士、保健師などがチームを組み、対象者宅への訪問等を実施しながら支援を行います。		○	
207	高齢福祉課	認知症地域支援・ケア向上事業	認知症の方とその家族を地域や介護の場で支援するために、地域における情報交換の場「オレンジカフェ」を開催し、また、介護従事者向けケア向上推進研修会を開催します。		○	
208	高齢福祉課	総合事業審査支払事務	総合事業の利用料の請求内容の適正な審査を行います。審査については、国保連合会が実施し、市は審査手数料を支払うものです。		○	

【進捗状況の判断基準】

- : 達成・ほぼ達成
- △ : あまり達成できなかった
- × : 達成できなかった・未着手